

平成28年度 階層区分別補助金限度額

階層区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子(※1)	第2子(※2)	第3子以降(※3)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合算額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
II	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		(ただし、ひとり親世帯等の場合 年額 308,000円)	(ただし、ひとり親世帯等の場合 年額 308,000円)	
III	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が34,500円に次に掲げる額を合算した額以下の ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円		年額 115,200円 (ただし、ひとり親世帯等の場合 年額 217,000円)	年額 211,000円 (ただし、ひとり親世帯等の場合 年額 308,000円)	年額 308,000円
	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が171,600円に次に掲げる額を合算した額以下の ア 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円		年額 62,200円	年額 185,000円	
V	上記区分以外の世帯	—	年額 154,000円	年額 308,000円	

※1 第1子とは、1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者

※2 第2子とは、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有している園児

※3 第3子以降とは、同一世帯から3人以上就園している場合の3人目以降の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児

注

1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。なお、所得割課税額については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。

2 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数}) \div 12 (100円未満を四捨五入)$$

ただし、当該年度において入園料の納付があった場合は、次の計算式による。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 (100円未満を四捨五入)$$

3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 IからIIIまでの階層に該当する世帯については、多子計算の算定対象の年齢制限を完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象とする。算定対象となる範囲は、保護者と生計を一にする者とする。